

前橋市国民健康保険税条例の改正について（議案第33号）

国民健康保険課

1 改正の理由

地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

国民健康保険税の軽減措置に係る軽減基準額について、基礎控除額相当分を現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者等が2人以上いる世帯については、当該給与所得者等の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

3 施行期日

公布の日

国民健康保険税の軽減判定基準の見直し

国民健康保険税においては、軽減判定所得（※1）が次の表の基準額以下の場合、税額のうち平等割額及び均等割額を該当する区分に応じた軽減割合で軽減する措置を講じているが、平成30年度税制改正による個人所得課税の見直し（給与所得控除等の10万円引き下げ、基礎控除額の10万円引き上げ）の影響によって負担の増加する世帯が生じないように、当該基準額を次のとおり改正する。

基礎控除額の引き上げに伴い、基準額の算定における基礎控除額相当分を、現行の33万円から43万円に引き上げるもの

給与所得者等を含む世帯は、給与所得控除等の引き下げによって軽減判定所得が引き上がるが、その分基準額も引き上げることで、従前の軽減区分が適用されるようにするもの（基準額に給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。）

【現行】	7割軽減基準額	=	基礎控除額（33万円）	
	5割軽減基準額	=	基礎控除額（33万円） + 28.5万円 × 被保険者数（※2）	
	2割軽減基準額	=	基礎控除額（33万円） + 52万円 × 被保険者数（※2）	
【改正案】	7割軽減基準額	=	基礎控除額（43万円）	+ 10万円 × （給与所得者等の数（※3） - 1）
	5割軽減基準額	=	基礎控除額（43万円） + 28.5万円 × 被保険者数（※2）	+ 10万円 × （給与所得者等の数（※3） - 1）
	2割軽減基準額	=	基礎控除額（43万円） + 52万円 × 被保険者数（※2）	+ 10万円 × （給与所得者等の数（※3） - 1）

※1 世帯主、国保被保険者及び特定同一世帯所属者（国保被保険者から後期被保険者に移行した者）の前年の総所得金額等

※2 国保被保険者及び特定同一世帯所属者の数

※3 世帯主、国保被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、給与収入55万円超、65歳未満で年金受給額60万円超又は65歳以上で年金受給額125万円超の者